

大阪自然環境保全協会の住民監査請求「結果」

4月7日に大阪自然環境保全協会(ネイチャーおおさか)から提出された夢洲2区の埋立工事に対する住民監査請求の結果が、一昨日27日に通知された。

夢洲2区の埋立工事によって、万博工事の着手前に「動物・生態系」を損壊して、環境影響評価準備書に関する市長意見の履行を妨害していることになるので、当該契約行為および経費の執行は不当である、という請求である。

専門委員会の報告書を踏まえた市長意見には「夢洲では多様な鳥類が確認されていることから、専門家等の意見を聴取しながら、工事着手までにこれら鳥類の生息・生育環境に配慮した整備内容やスケジュール等のロードマップを作成し、湿地や草地、砂れき地等の多様な環境を保全・創出する必要がある」と記載されている。

監査結果は次のとおり。市長意見は「本件各工事対象区域の夢洲の水辺等を、本件各工事着手前の状態で保全することを求めたものではなく、本件各工事が実施された後で、多様な環境を保全、または創出することを求めたものであり、今後の博覧会協会の取組に委ねられるべきものと解される。従って、本件各契約は、本件市長意見と両立するものであって、その履行を不可能にするといったものであるとは認められず、本件各契約及びその経費の執行に違法不当な点は認められない。以上の判断により、本件請求には理由がない」と、請求を棄却している。

市長意見の前提となる専門委員会の本件準備書の検討に際して、大阪港湾局が地盤改良工事を令和3年度から実施する予定であることを博覧会から聴取したうえで、先の市長意見の文案を作成していることを、棄却の理由にしている。こじつけ的な理由と思われるが、専門委員会の意見を聞きたいものだ。それと夢洲の環境保全にむけて、博覧会協会の取組が問われることになった。協会との協議の場で、この問題についても問いただしたい。

なお、通知の追加資料として専門家委員会報告書の「事業者提出資料10-4」が掲載されている。「現時点のウォーターワールドの整備スケジュールとして、大屋根の内側となる三日月状の範囲については、2022年度前半に現地土質調査等を、2022年度後半に工事で必要となる準備工(建設機械地耐力確保の為の地盤改良)に着手する予定で進めています。」この点についても、協会に確認しておきたい。

通知に掲載されている大阪港湾局提出の本件工事についての写真を紹介しておく。



(2022年5月29日)